

# 平成31年度仕事と育児両立体験企業等導入事業 業務委託仕様書

## 1 事業の目的

若者自身が具体的にライフデザインをイメージできるよう、企業等が実施するインターンシップ（就業体験）にあわせて、大学生が子育て中の社員の家庭と交流することで、「京都で働きながら子育てをすること」を体験的に学び、仕事と育児の両立について前向きに捉えてもらうためのプログラムを実施する。

## 2 委託業務内容

本業務は、上記1の目的を実現するため、(公財)大学コンソーシアム京都（以下、「大学コンソーシアム京都」とする。）や京都ジョブパーク、関係団体等と緊密に連携し、以下の事項について実施すること。なお、実施にあたっては、プログラムの企画運営や受入先・関係機関との調整、大学生等や受入先企業及び家庭（以下、「受入先」とする。）の募集・ヒアリング、セミナーの開催、事例のとりまとめ等、事業の推進にかかる業務全般を委託業務とする。

### (1) プログラムの企画運営

上記の事業目的のために大学コンソーシアム京都や京都ジョブパーク、府内企業等と連携して効果的なプログラムを企画し、運営すること。

なお、体験学習期間中の事故等に備えるため、受託事業者において保険加入手続きを行うとともに、保険費用については本業務で負担すること。

#### 【全体目標数】

##### □ プログラム参加者数

- |                                  |      |
|----------------------------------|------|
| A 大学コンソーシアム京都と連携したプログラム参加者数      | 20名  |
| B 京都ジョブパークと連携したプログラム参加者数         | 50名  |
| C 府内企業独自実施インターンシップと連携したプログラム参加者数 | 120名 |

##### □ 受入企業・受入家庭開拓数 100社・100家庭

### ① 大学コンソーシアム京都と連携したプログラムの企画運営・実施

#### (a) 受入先の開拓・調整

受入を検討する企業への個別説明等を行うなど、受入先を開拓する。受入決定後は、各受入先と個別に調整を行い、本事業の受け入れ体制を構築する。受入体制の構築にあたっては、企業等との調整の他、受入家庭へのヒアリングや家庭への訪問、ガイダンス、学生との顔合わせ等を実施し、企業・家庭の両者それぞれと実施締結書を結ぶことにより、本プログラムの安全かつ効果的な推進を図る。

なお、受入家庭については、共働き家庭で、原則小学校3年生以下の子どもがいる家庭を対象とする。

#### (b) 大学生等の募集

本事業への参加学生を大学コンソーシアム京都等と連携して募集し、面接等の

選考によって受入学生を決定する。なお、選考方法については京都府及び受入先との調整の上で実施する。

(c) プログラムの企画運営

学生自らが自身のライフデザインについて主体的に考え、両立しながらのキャリアを具体的にイメージ出来るよう、大学生に対して、事前学習・体験学習・事後学習の一連のプログラムを実施する。プログラム内容については、京都府との調整の上で作成し、事前学習・事後学習については講師を派遣すること。講義・体験学習は下記の一連のプログラムとする。

【プログラム内容】

(ア) 事前学習 (2日)

学生自身が自らのライフデザインについて考え、両立しながらのキャリアを考えるワークショップ、子どもとの関わり方や安全確保について学ぶ座学等。

(イ) 体験実習 (2日)

企業でのインターンシップ実習後に、その企業で働く共働き家庭の家を訪問し、育児の手伝いや、子どもとの触れ合い、両立に関する意見交換等を行う。

※ 学生は基本的に2名一組で各家庭での実習を行う。

(ウ) 事後学習 (2日)

プログラムを通しての気づきを振り返り、仕事と育児の両立が実現する社会に向けた課題・施策を提案する。

(エ) 最終発表会

両立体験プログラムに参加したすべての学生が参加できる最終発表会を実施する。

なお、受入先についても原則参加とし、次年度以降にプログラムを普及させていくため、広く一般公開にて実施すること。

また、事前学習から最終発表会までの学生の仕事と育児の両立に関する意識の変化について確認し、効果を報告すること。

② 京都ジョブパーク・府内企業独自実施インターンシップと連携したプログラムの企画運営・実施

上記1の目的を実現し、上記2参加目標数を達成するため、上記①大学コンソーシアム京都と連携したプログラムを参考にしながら、京都ジョブパーク及び府内企業が独自に実施するインターンシップと連携した両立体験プログラムを構築し、実施すること。

なお、プログラムを実施する際は、下記のコンテンツを取り入れた内容とすること。

(ア) 企業での実習後、原則小学校3年生以下の子どもがいる共働き家庭の家を訪問し、育児の手伝いや、子どもとの触れ合い、両立に関する意見交換等を行う体験実習を行うこと。

(イ) 子どもの安全対策のため、参加学生が子どもとの関わり方や安全確保につい

て学ぶ機会を構築すること。

(ウ) 学生自身が自らのライフデザインについて考えるプログラムを構築すること。

(エ) 体験実習後に学生自らが気づきや学びについて発表する機会を設定するとともに、参加前から参加後までの学生の仕事と育児の両立に関する意識の変化について確認し、効果を報告すること。

## (2) 府内企業へのプログラム導入支援

企業が独自でプログラムを実施できるよう、研修会の開催やプログラム実施企業へのアドバイザー派遣などにより、企業での実施を支援する。

### ① 企業向け研修会の実施

本事業への理解、実施を促進するため、企業向けの研修会を実施

研修会参加企業数

200社

### ② 受入企業へのアドバイザー派遣

企業が独自でプログラムを実施出来るよう実施企業に対して、実施にあたっての注意事項等の説明を行うため、アドバイザーを派遣するとともに、実施時の緊急対応や、受入家庭への相談対応も行うこと。

### ③ 仕事と育児の両立体験プログラムコーディネーターの人材の育成及びプログラム実施マニュアルの作成

#### (ア) コーディネーター養成講座の実施

企業人事担当者等を対象にプログラムコーディネーターを養成する講座を開催し、次年度以降自社で運営出来る人材を育成する。

講座参加者数

100名

#### (イ) プログラム実施マニュアルの作成

次年度以降企業が円滑に実施出来るよう、プログラム実施マニュアルの作成を行う。

## (3) 事例集の作成

次年度以降の参加学生・受入先の掘り起こしを図るため、本事業の実施結果をまとめた事例集を作成する。

## (4) 京都府・関係機関との協議・連絡調整

業務の遂行にあたり、京都府や大学コンソーシアム京都、京都ジョブパーク等の関係機関と十分に協議及び連絡調整を行う。

## 3 その他

(1) 業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都府と受託者との間で協議を行う。協議が整わないときは、京都府の指示するところによるものとする。

(2) 受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業

務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

- (3) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都府の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。
- (4) 本業務に固有の手法、資料の著作権は京都府に帰属するものとする。
- (5) 業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、京都府に有益な提案を積極的に行う。
- (6) 本事業が完了したときは、京都府の定める方法により報告書を提出すること。